

法曹養成制度検討会議 第9回会議 議事録

第1 日 時 平成25年2月22日（金） 自 午後 3時 4分
至 午後 5時19分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法曹有資格者の活動領域の在り方について
- 3 法科大学院の定員、設置数について
- 4 次回の予定
- 5 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長、世耕内閣官房副長官、坂本総務副大臣、後藤法務副大臣、山口財務副大臣、文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理）、伊藤委員、井上委員、岡田委員、翁委員、鎌田委員、清原委員、久保委員、国分委員、田中委員、南雲委員、萩原委員、丸島委員、宮脇委員、山口委員、和田委員、吉崎司法研修所事務局長（最高裁判所事務総局小林審議官代理）、最高検察庁林オブザーバー、日本弁護士連合会橋本オブザーバー

議事

○松並官房付 法曹養成制度検討会議の第9回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず最初に、関係政務の方々の交代がございましたので、本日初めて出席されます関係政務の方を御紹介申し上げます。簡単に御挨拶をお願いいたします。

初めに、世耕弘成内閣官房副長官でいらっしゃいます。

○世耕内閣官房副長官 どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 次に、坂本哲志総務副大臣でいらっしゃいます。

○坂本総務副大臣 どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 なお、本日は、有識者委員につきましては、田島委員が欠席されております。

また、谷川文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されるとともに、最高裁判所小林審議官の代理として、吉崎司法研修所事務局長が出席されております。なお、清原委員は遅れて到着の予定と伺っております。

まず、前回の会議後予定されていました2月7日の会議が中止となりましたが、その間に、第2回法曹養成制度関係閣僚会議が開催されましたので、その状況について会議に出席された小川法務省大臣官房司法法制部長から御報告をお願いします。

○小川司法法制部長 法務省大臣官房司法法制部長の小川でございます。本日午前、第2回法曹養成制度関係閣僚会議が開催されましたので、その概要を私の方から御報告いたします。

本日の閣僚会議におきましては、まず、私の方から、法曹養成制度検討会議の検討状況などにつきまして、これまでに8回の会議を開催し、「法曹有資格者の活動領域の在り方」、「法曹人口の在り方」、「法曹養成制度の在り方」について、論点項目の検討が一巡したところであること、今後は更に会議を開催し、素案を取りまとめてパブリックコメント手続を実施し、その後の会議で最終案を検討して取りまとめる予定であることなどについて、御説明をいたしました。

閣僚会議におきましては、この説明を踏まえた上で、引き続き、この検討会議において検討を行うということとされました。閣僚会議の状況についての御報告は以上でございます。

○佐々木座長 それでは、本日の議論に入りますが、まず事務局から資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は10点ございます。

資料1は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会が取りまとめた資料です。資料2は、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会が取りまとめた資料です。資料3は、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換を行っている海外展開総合支援協議会における報告書です。資料4は、法曹有資格者の活動領域の在り方についての田島委員の意見書です。資料5は、山口委員の意見書です。資料6は、法科大学院の定員・設置数について、事務局において整理した資料です。資料7は、法科大学院の定員・設置数について、田島委員の意見書です。資料8は、丸島委員からの提出資料です。資料9は、和田委員からの意見書及び資料です。資料10は、日弁連からの提出資料です。

また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますが、前回の会議以降に法科大学院の資料について更新しております。適宜御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

本日は、法曹有資格者の活動領域の在り方について、議論をまず行いたいと思います。それから、第4回及び第5回の会議で議論されました法科大学院の定員・設置数に関して、事務局から整理した内容の報告がありますので、後半はこの点について議論をお願いしたいと思います。

そこでまず、法曹有資格者の活動領域の在り方については、第1回の会議で我々は議論を行いまして、活動領域の拡大の必要性や可能性について、おおむね認識が共有されたところであります。活動領域を拡大するために克服すべき様々な諸課題もあるということで、具体的に各分野ごとにそれぞれの課題と克服のための方策を検討し、報告していただくということになっていたところでございます。本日は、企業、地方自治体、海外展開業務の各分野につきまして、それぞれの検討の結果を報告していただき、それを基に意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局から検討結果の報告をお願いしたいと思います。

○松並官房付 法曹有資格者の活動領域の拡大については、第1回会議において、活動分野ごとに、関係省庁・団体とともに課題や方策の検討を行うこととされ、第2回会議で御報告したとおり企業・地方自治体の分野について、意見交換会を実施し、それぞれ資料1、2のとおり取りまとめを行いました。

まず、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」の取りまとめについてですが、簡単に御紹介いたします。資料1を御覧ください。

まず、1ページの「第1 はじめに」の部分は、検討の視点や検討経過を記載しております。本意見交換会は、昨年10月から本年1月までの間、5回にわたり開催し、6名の企業関係者と7名の企業内弁護士からヒアリングを行いました。意見交換会の出席者は、別紙1の「出席者等一覧」のとおりであり、本検討会議からは翁委員及び萩原委員に御出席いただきました。

次に、「第2 企業における法曹有資格者の活動の実情」の項目ですが、1として企業における法曹有資格者の採用に関するデータについて、資料1から6のとおり整理し、2として企業における法曹有資格者の採用状況等をヒアリング結果に基づき、整理いたしました。

次に、3ページの「第3 企業における法曹有資格者の役割・有用性」の項目ですが、1では、幾つかの要因を背景として、企業法務の役割の重要性が拡大しているとしております。4ページに入りまして、2では、「企業における法曹有資格者の有用性」について、(1)で、主に企業側の立場から、法曹有資格者の有用性を認めている要因について、(2)で、主に法曹有資格者の立場から、企業に勤務することの意義について、整理しております。また、5ページの3では、顧問弁護士を含む社外弁護士との役割の相違点について整理しております。

次に、「第4 企業における法曹有資格者の活動領域を拡大するための課題」ですが、1では、「企業側から見た課題」、7ページに入りまして、2では、「法曹有資格者側から見た課題」、3では、「弁護士会の制度・運用上の課題」についてそれぞれ整理しております。

以上の課題を踏まえ、第5において、これを克服するため関係機関・団体が積極的に行う

べき内容を、それぞれ具体的に整理するとともに、今後も本意見交換会を継続して開催していくこととしております。企業の分野については以上です。

次に、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の在り方につきましては、資料2を御覧ください。これは、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会の取りまとめでございます。

まず、第1では、検討の視点や検討経過を記載しております。本意見交換会は、昨年10月から本年1月までの間、5回にわたり開催し、6つの地方自治体に勤務する法曹有資格者と地方自治体関係者等からヒアリングを行いました。

意見交換会の出席者は、別紙1のとおりであり、本検討会議からは、清原委員、田島委員、宮脇委員に御出席いただきました。

第2の「地方自治体における法曹有資格者の採用状況に関する実情の把握」については、ヒアリング等で把握した内容を別紙3及び4にまとめております。

次に、「第3 課題の整理」ですが、1として、「地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性」についての意見などを整理し、3ページに入りまして、2として、今後活動領域を拡大していくための課題を整理しており、(1)で法曹有資格者側の課題、4ページにまいりまして、(2)で採用側の課題、(3)で相互の理解、あるいは連携の不足、ミスマッチの問題と分けて整理しております。

次に、「第4 課題を克服するための取組・方策」においては、第3で整理した法曹有資格者側、採用側、相互理解の課題について、それぞれの取組・方策を整理しております。

また、7ページにまいりまして、第5では、「地域における弁護士の活動領域について」として、地方自治体の業務と関連の深い福祉分野や学校分野等についても法的なニーズがあること等について記載しております。

最後に、8ページの「第6 今後の検討」として、この地方自治体関係でも今後も引き続き意見交換会を継続し、検討を続けていくこととしております。

次に、海外の分野における法曹有資格者の活動領域の在り方に関連して、本検討会議とは別に、海外展開総合支援協議会を開催しておりますので、協議会の内容や検討状況を御報告させていただきます。資料3を御覧ください。

この協議会は、1にございますように、「我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化すること」を目的として開催することとし、昨年11月に開催することとしたものです。

そして、2に記載されているような課題について検討することとし、参加機関・団体等については、3に記載のとおりでございます。

2ページに入りまして、開催状況としては、4に記載のとおり、これまで3回の会議を開催しております。その検討状況については、5の部分を御参照ください。

まず、(1)「日本弁護士の海外展開の意義」について、アのとおり、意見が述べられ、他方で、3ページのイにありますとおり、課題や問題意識を踏まえて検討していくべきではないかとの意見も述べられました。

そして、（2）にございますように、「日本弁護士の海外展開を促進するための取組」について意見交換が行われたところです。

本協議会は、法律事務所、企業、政府が共同して検討を行うというこれまでにない試みであり、今後も具体的な検討を更に進めていくことが予定されております。

資料の説明は以上でございます。

○佐々木座長 たくさんの資料がございますので、御覧をいただきながら御発言を願いたいと思いますが、まず最初に意見交換会に御出席をされました有識者委員の方からも、よろしければ御発言をいただければと思うわけですが、そこで先ほどの順番で、企業関係ということで、先ほどのお話がございましたように、翁委員、萩原委員に御出席いただいたと伺っておりますが、何かお二人から御発言があればいただきたいと思います。

○翁委員 企業の方のグラフ、資料の1や資料の4というところを見ていただきますと、企業内弁護士や採用企業数というのはここ数年で大きく増加してきておりまして、やはり金商法対応とか、コンプライアンスの意識の高まりということもありまして、多いのはIT企業や金融業でございますけれども、全体として業種も広がり、少しずつ企業法務の需要も顕在化して、企業内弁護士が活躍する土壤が少しずつ今広がりつつあるという印象を受けました。

ただ、やはりまだ法科大学院生、これからどういうキャリアを歩もうかと考える学生の方々にとっては、やはり具体的なキャリアパスのイメージとか、そういったことがまだ始まってすぐということもあって抱きにくいというような実情が多分あるんだろうと思います。少しずつ法科大学院や日本弁護士連合会、又は企業団体なども取組を始めていますけれども、やはり大学院生のエクスターンシップ、企業法務に関する授業を法科大学院が充実するとか、また就職情報を充実するという取組などは非常に有用だと思いますし、また弁護士会などもそういった企業内弁護士の就職の状況などについて積極的に周知して、情報を提供していくこととか、経団連の方なども含めまして、採用活動をしやすい環境を作っていくということとも必要だろうと思います。

今後につきましても、やはり企業法務のニーズは引き続きございますし、またグローバル化ということで、国際的な競争も激しくなっていく中、戦略的に企業もこういった分野に取り組んでいくことが重要でございますので、各分野で積極的な取組をしていくということが更なる企業内弁護士の拡充につながるのではないかと思います。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。萩原委員、何かございましたら、どうぞ。

○萩原委員 今の翁委員の御意見とほとんど同じですけれども、先ほどの事務局から御案内のように、5回意見交換会が催され、全部出席したんですが、参加している企業によって、有資格者の採用についての温度差がかなり顕著だなという感じがいたしました。

銀行、保険という規制業種、あるいは外資系の企業、IT企業では、有資格者の有用性も認め、有資格者を積極的に採用しようということで、結構な実績も持っている。しかし、大部分を占めている製造業、サービス業等では、個々の企業によってばらつきがございますけれども、規制業種等々に比べるとそんなに積極的ではない。今回、意見交換会に出てきた企業は、それぞれ一人ないし数名の有資格者を持っているところが多かったわけですけれども、それでもその人たちの意見を総合的に見ますと、有資格者だから採用するとか、したいとかということではない。資格の有無を問わず、企業法務としてふさわしければ有資格者であろうと差別はしないけれども、別に有資格者を優遇するつもりもないという、割と冷静とい

ますか、そういう感じが見えました。

これらを総合的に見ると、私もこれからも企業法務に携わる有資格者は徐々に膨らんでいくというふうには思いますけれども、そのボリューム、あるいはどんなスケジュールでどの程度の人たちが増えていくのかということを考えますと、この10年で、実は平成13年から24年までのところで、約700名増えており、特に、この2、3年は1年で百数十名というような形で増えているんですけども、最近のようなテンポでこの10年間ずっと増えていくのかということになると、かなり難しいのではないか、そんなに増えていくんだろうかというような感じがいたします。

ただ、今回の検討会議に出てきた企業は比較的大企業でありまして、中小企業についてどのようにニーズを把握しているか分かりませんけれども、大企業のベースでいうと、あと10年たつたら倍になるとか3倍になるとかと簡単に言えるような状況にはない、と思います。しかもこの10年結構いろいろなことがありまして、私も企業内法務を担当していた時期がありますけれども、コンプライアンスの問題があったりして、かなり積極的に企業内法務の強化といいますか整備といいますか、これを進めた経緯があります。したがって、これから日本の資本市場がオープンになり、外国企業がたくさん入ってくる、あるいは日本の経済がかつてのように高いレベルで成長する、国際的にもいろいろな人の出入りがもっと活発になるというようなことがあれば格別、今の延長線上で考える限り、毎年たくさんの人たちを企業側で受け入れ続けるというのは、なかなか難しいのではないかという感じがいたします。

○佐々木座長 ありがとうございました。それでは、意見交換会に御出席された方を中心におすすめ御意見を伺ってから、皆さんにまたお話しいただければと思います。地方自治体関係は、宮脇委員、清原委員に御出席いただいたと伺っております。宮脇さん、何か御発言があればまず伺いたいと思います。

○宮脇委員 それでは、簡単に御報告をさせていただきます。結論といたしましては、地方自治体側の潜在的なニーズはやはり高いと感じさせていただきました。ただ、法曹有資格者とそれから地方自治体間の接点というのでしょうか、それが非常に限られている。相互に理解をするという場というのが非常に少ないということでございます。したがいまして、司法修習ですとか、そういうことも含めて、やはりもっと相互に接する場というものを形成する必要性があるのではないか。

一方で、地方自治体側が求めておりますのは、いわゆる今までのような顧問弁護士、こういった方々が担ってくる業務ではなくて、法的な知識というのをベースにしながらも要するに地域政策、あるいは行財政の運営において、潜在的なリスク、こういったものをどうやって事前に把握していくのかといったようなところに力点がある。したがいまして、先ほども企業の方でございましたけれども、いわゆるバッジがないといけないのかというと、そうではないと。要するに、地域政策として自治体を担ってくれる意欲がある方。そして、そこに法的な知識というものがあるということについて、プラスアルファという、そういう意識が強かったということでございます。

とはいものの、やはり地方自治体で都道府県クラス、ここはやはり財政的にも体力があるわけですけれども、基礎自治体、市町村クラスになりますとニーズはあるんですけども、必ずそれに対応できる体力が限られてきてしまうという問題がございまして、これは報告書の中にもございますけれども、例えば一部事務組合の活用、更には人事制度といったよう

ものにつきましても柔軟性を持たせるというようなことで、教育、福祉、こういった分野での更なる活躍といったような期待感というのもございました。

今回のヒアリングは、弁護士さんを実際に採用しているという自治体からヒアリングをしているわけですけれども、実際にまだ採用できていないそういう自治体にも潜在的なニーズがあるということですから、そういう支援的な仕組み作りというのもまた一つ必要なのではないかというふうに思います。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。地方自治体の分野で意見交換会に出席された田島委員からは、社会福祉の分野なども含めた意見書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。また、海外展開の分野につきましては、山口委員から意見書が提出されておりますが、あるいは山口さん、何か御発言があればいただきたいと思います。

○山口委員 ここに書いてあるとおりでいいとは思うんですが、特に中小企業の海外進出というのが従来は割と工場のお引っ越しだったんです。今は明らかに海外のマーケットを狙っている部分が増えてきているのと、それから日本の企業が海外に出て設備投資をして工場を作るというよりも、海外の現地企業とどう提携、連携していくか。あるいはM&Aという形もとっていますので、やはり法律的な問題が絡んでくる要素が非常に増えてきているということもあって、確実にニーズは増えているというふうに思います。

しかし、ニーズがあるだけではマーケットになりませんので、これをどうやって市場にしていくかが大事だと思うんですが、その市場化していく、市場を作り出していく上で、どんな仕組みやどんな活動がいるのかというところがどうも具体的な戦略として描かれてない気がします。ここをもう少しちゃんとやらなければいけないのでないかと思います。特に、中小企業の場合は、弁護士の存在はまだちょっと遠いというところがありますので、弁護士のところに行くまでのハードルをどう下げるかというのが一つは問題になる。そうすると、割と中小企業から見ると接しやすいよう、JETROその他いろいろな海外展開にかかるところとどうネットワークを法律家が組むかということが重要だらうと思います。

場合によっては、弁護士ではないけれども、そういう法律に詳しいという人たちが弁護士さんとの間をつないでくれる、そういう役割をしていただけると僕はいいのではないかと思うので、そういう人たちの能力を認定するか、客観的に分かるような、この人はこういう能力を持っているということが分かるような、そういう仕組みを作っていただいて、その人たちが仲介役になってもらうという仕組みも考えてはどうだらうかという気がします。

それから、海外展開ですのでやはり省庁間連携が必要です。今は、外務省もODAの中に中小企業支援部分を予算化しています。したがって、実は外務省もかなり中小企業の海外進出を支援していこうということを打ち出しております。したがって、経済産業省、外務省、当然それに法律がかかってきますので、法務省というような省庁間の連携をより鮮明に打ち出して、国としてそういう方向性を打ち出して、頑張っているんだということを是非はっきりとアピールするような形にしていただきたいと思います。

もう一つは、中小企業経営者の意識を変える。そういう法律の専門家に寄り添ってもらうことが実は非常に重要なことを分かってもらうということが大事で、そのための活動をする必要がある。特に、コスト負担の点で言いますと、海外進出についていろいろな情報が必要だということで、様々なコンサルタントを使うということもちょっとずつ出てきていると思うんですが、そのコストの中にちゃんと法律の専門家の部分のためのコストというも

のが当然のごとく当初から折り込まれているとしていかないとなかなか難しいと思います。そういう意味での、ネットワーキングというようなものも必要だと思います。なるべく早く、そのための具体的なプロセスが少し描けてくるといいなというふうに思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。今、翁委員、萩原委員、それから宮脇委員、山口委員からそれぞれの領域での活動領域の拡大につきましての御意見を伺い、あるいは検討会の模様を伺ったところでございます。

それでは、ほかの委員の方からこの点について御発言があれば承りたいと思います。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 活動領域に関して、二つほどお話しさせていただきます。最初は、私は、フォーラムのときにもお話しした記憶がありますけれども、法テラスの活用ということをもっと取り上げるべきではないかと思います。本日、お配りの資料2の7ページでしたか、そこにも少し書いてありますが、過疎地に住む人とか、あるいは高齢者、障がい者といった法的ニーズがありながら救済を受けられない、なかなか弁護士による助けを得らない人のために、法テラスというものを活用すべきだろうと。これにつきまして、まだスタッフ弁護士が配置されていない地方があるようです。その理由として、民業圧迫といった観点から弁護士会の了解が得られないことがあるようにも聞きますけれども、それはとても世の中の理解を得られる話ではないと思います。是非、弁護士会にも協力していただいて、全国に相当数のスタッフ弁護士を配置して、公平にサービスを得られるようにしてもらいたいと考えます。

それとともに、先の大震災のような緊急の事態が生じたときには、機動性を備えた組織的な対応ができる、そういうふうに法テラスを活用したらどうか。例えば、私がおりました検察庁でも東京とか大阪には若干多めの定員を配置しまして、地方で何かあったときにはどこへでも飛んでいけるというふうにしてきましたけれども、それに似たようなことができるのではないかと思います。

それからもう1点は、資料4の田島委員の意見書にもありますけれども、再犯防止についての弁護士の活用ということです。昨年7月でしたか、犯罪対策閣僚会議で刑務所の出所者等の円滑な社会復帰、あるいは自立更生を図るという観点で、弁護士等による法的支援が必要ということに言及しておりますけれども、これまで余り言われなかったところであり、弁護士がそういう再犯防止について関与していくということは、非常に重要なことだらうと思います。しかも何らかのインセンティブが必要だということで、田島委員の意見書にもありますが、例えば国選弁護人による社会復帰自立更生のための活動を国選弁護の報酬の対象とするというようにすれば、弁護士がそういう仕事にも積極的に加わっていけるのではないかと思います。この2点を私の意見として申し上げます。

○佐々木座長 ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、清原さん、どうぞ。

○清原委員 三鷹市長の清原です。私は、市長でございますので、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する報告書について意見を申し上げます。限られた日程の中で、大変有意義な検討を重ねていただいたと思っています。取りまとめについても大変示唆に富んだものになっていると思います。私自身が最終的な取りまとめに参加したのに僭越な言い方なんですけれども、意見交換会はまさに自治の現場で現在活躍されている法曹有資格者の方や、受け入れの立場で取組を進めてこられた職員の方などの実践報告がなされまして、それ

を踏まえた率直な議論が行われたことが意義深かったと思っています。そこで、自治体の首長の一人として、改めてこの報告書にも盛られていることを含めて考え方を申し上げたいと思います。

1点目は、自治体において法曹有資格者の活動領域を拡大するために、もちろん様々な課題はありますけれども、自治体において政策法務の充実が必要であるということに異を唱える首長は一人もいないのではないかと思います。例えば、三鷹市の場合だと、平成18年に「自治基本条例」を制定していますけれども、その中には政策法務に関する条文を含めさせていただきました。「市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した、主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。」と、このように定めているわけですが、ほかの幾つかの自治体でもこのように「自治基本条例」を定める動きは広がっておりますし、そういう観点からもこの政策法務の拡充というのは極めて必要になっているという潮流があると認識しています。

そこで2点目でございますけれども、多くの自治体において法曹有資格者を是非採用し、積極的に任用したいという思いは広がっていると思うんですけれども、指摘しなければならない大きな壁は、すべての自治体が直面している厳しい財政状況になります。これまでの自治体を取り巻く状況といたしましても、行財政改革の象徴的な事柄は職員定数の削減ということですし、人件費の削減ということです。ここで、国からは、国家公務員と同じ7.8%の削減を求められるという動きがありまして、これは法曹有資格者の積極的な活用を押しとどめようというような逆風ということも言えるかと思います。

3点目に、しかしながらこのような状況や課題に対して、今回の取りまとめにおいては、この課題を克服するための有効な方策と取組が提案されています。例えば、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法があるのではないか。二つ目には法テラス常勤弁護士の研修派遣制度を利用することがあるのではないか。3点目には、自治体による法科大学院生のエクスターンシップ受入れもあるのではないか。また、司法修習の選択型実務修習において、自治体の業務に関するプログラムを充実させることなど、伊藤先生も先ほど法テラスの意義について御指摘いただきましたけれども、この報告書でもこのような例示がされ、今すぐでも取り組むべき方策が具体的に提案されているところに注目をしていただければと思います。

最後に4点目ですが、取りまとめの最後に、これは地方公共団体の部分だけではなくて、全体的な取りまとめの中で、方向性として確認したいと思いますのは、引き続き関係機関や関係団体が問題意識を共有して、連携して、今後もこのような検討会を継続していくことが重要であるということです。今回は、一定の取りまとめはできたと思っていますし、問題の所在や課題解決の方向性が例示されていると思いますけれども、やはり、これまでもあったというふうに承知していますけれども、各関係機関の連携を今後も是非機運を高める上でも継続していただければ有り難いと思います。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。どうぞ、ほかの方からも御意見を寄せていただけないでしょうか。

○岡田委員 消費生活センターには消費者からの相談ばかりでなく企業からの相談も大変多く入ってきます。こうした場合の、私どもの仕事は交通整理をするという感じですが、先ほど来、中小企業の問題が出ていましたけれども、本当に中小企業の方の法律相談の対応という

のは、まだまだ整備されていないという感じがしております。東京弁護士会等では、中小企業相談窓口を設置していますがそこも消費生活センターが誘導しないと辿り着かない現状です。消費生活センターにも必ずしもその対応をしているとはいえませんし、ましてや一般にまだ徹底していないなという感じです。中小企業振興関連の組織では窓口を開いていますが、そういうところにも弁護士さんはいますが毎日ではないですし、経営に関する相談が中心になっているような感じがします。そういうところにあらゆる問題に対応できるとか受任してもらえる体制も充実させていくべきではないかと思っています。

それから企業のことですが、区役所等でも今や本当に法律の専門家は必要であるというのは私どもも以前から聞いておりますけれども、先ほど清原委員がおっしゃったように、財政的な部分でなかなか弁護士さんを雇うというところまで来ていない。唯一あるのが法律相談ですけれども、その法律相談の窓口もどんどん弁護士さんが減っているような感じで、23区の中には弁護士会で全部やってほしいというようなところも出てきています。

先ほど来、法テラスの活用が出てきましたが、つい最近、宮城の仲間から聞いたのですが、震災の災害援助資金の関係で、法テラスに入った案件に関してスタッフ弁護士が不足しているなどの問題ないしは消費者問題、高齢者問題、福祉関係に余り強くないということで、私の仲間のところにそういうことに強い弁護士さんを紹介してくれないかと要請があつたそうです。被災地ということでの特別な対応かと思いますがそのようにほかの機関と連携することでもっと弁護士の役割とか弁護士の効用とか、そういうものが広く知られるべきであるかなと思います。

一方でスタッフ弁護士さんというのは、余り積極的に外から入ってきた相談を受けて、法律扶助で受任する、そういうことはなさらないみたいですね。全くなさらないわけではないのでしょうかけれど、持込みといいまして、登録している弁護士さんが持ち込んだもので、法律扶助というのが多いやに聞いています。それでは若い弁護士の養成効果も小さいのではないでしょうか。また私の周りでは法テラスイコール生活扶助者のための組織みたいな認識が濃くなっていますので、それだけでなく国民にとって利用しやすいセクションなんだという当初の目的をしてもらいたいと思います。

そのためにもスタッフ弁護士さんがどんどん外に出ていくということは大いにいいことだと思いますので、最初から職員というわけにはいかないでしょうけれども、消費生活センターであったり、権利擁護センターであったり、そういうところとパイプがつながることによって、弁護士の存在というものを認識してもらうというが必要だと思います。ちなみに権利擁護センターあたりでは、成年後見人のなり手がいなくて困っているという声も多く聞きますし、一部のボランティアみたいな仕事でもやってくださる弁護士さんにそのしわ寄せがいっていると遠慮がちになるので担い手が欲しいというのが切実な問題であるそうです。その気になればもっとその活用の場があるというふうに思っています。

○佐々木座長 ありがとうございました。丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 活動領域の拡大の問題については、司法制度改革審議会のときから、法曹の新たな活動領域を広げる、あるいは新たな需要を開拓するということがうたわれてきました。日本の国や社会の在り方の変化を展望し、法曹の活動領域を海外分野に広げ、また国内でもセイフティネットの充実にも法律家が関与することなどが論じられてきたところです。様々な議論と実践があり、この10年間、関係機関が連携しながら努力をしてきました。今回、こ

の検討会議に当たり、三つの分野の分科会を開いていただきて、いろいろな意味で検証していただいたことは有意義だったと思いますし、この内容をみると、様々なこの間の前進と課題が明らかにされていると思います。

率直に申し上げると、私たちも想定していたとおり、物事は劇的に大きく変化するわけではなくて、この間の関係機関を始めとするいろいろな地道な努力によって、徐々に前進しているというのが現状の素直な評価というところでしょうし、恐らくは、今後も様々に挙げられている課題の内のどれか一つの取組で事態が大きく変わるわけではなくて、関係機関の連携と実践を続けていくことによって、徐々に解決していくべき課題だろうと思います。そういう意味では、今回設けられたような検討の場を今後も設け、是非今後ともフォローアップしていただきたい、これが息長く続いて前進する、後押しするような場を是非作っていただきたいと思います。日本社会の中で法曹の活躍の場が自然とどこかで急に広がるわけではありませんので、現在の取組のフォローアップがとても大事だと思います。

その観点から、自治体や法テラスの関係、海外展開のことなどについて触れさせていただきます。先ほど法テラスのスタッフ弁護士の話が出ましたが、私は、法テラスのスタートの当時からスタッフ弁護士に関わる仕事をしてきました。現実に私どもの事務所でスタッフ弁護士を養成して全国に派遣する仕事もしてきました。スタッフ弁護士の仕事というのは、実は、各地に赴任した若い弁護士たちが現地の方々とともに、現場での実践によって新しい分野を切り開いてきたというのが、実際の発展の仕方がありました。当初スタッフ弁護士は、法律扶助事件や被疑者国選事件への対応ということで、一般の開業弁護士の活動を補完しつつ協働していくことで位置付けられてきました。

しかし、この数年間若い弁護士を中心として、全国各地にほぼ弁護士が倍増してきております。そこでどういうことが起きているかというと、法律扶助事件や被疑者国選事件、あるいはそのような対象にならない分野の事件についても、一般の開業している若い弁護士、勤務弁護士たちが通常の業務として幅広く取り組んできています。そうするとスタッフ弁護士の固有の役割というのが、分かりにくくなってきていると言われるようになってきています。そういう中で、熱心に頑張っているスタッフ弁護士たちはどういうことをやってきたかというと、先ほど来お話が出ていますとおりに、福祉機関との連携、つまり高齢者、障がい者、あるいは貧困の中にある方々、そういう方々のところに積極的に出かけていって法的支援の活動をする。最近の例で言えば、東北・福島の震災の被災地域などにも、スタッフ弁護士やスタッフを終えた弁護士らが出かけていって、それぞれの地域の弁護士らと協働して新たな住民支援のための連携活動をたくさん作ってきています。しかし、これは従来考えられてきたスタッフ弁護士の役割からすると一段広がった行動でありまして、一方では、制度上、扶助や国選事件を一定件数やらなければならないという任務を負いながら、しかし件数ではカウントできないこのような事業にも一生懸命取り組み福祉的分野への活動を広げてきたわけあります。

これを今回法務省の方でバックアップしていただきて、自治体、あるいは福祉関係では先ほど出ていた田島さんの南高愛隣会、こういうところに研修あるいは任期付職員という形で、スタッフ弁護士を派遣していただくようになりました。

しかし恐らくは、こうした自治体や福祉機関の中での活動は、まだ最初の実験的な取組の段階というところでありまして、スタッフ弁護士がそこで働いてみて、弁護士として実際に

どのような役割を果たせるのか。それが有効に機能するにはどのような仕組みが必要なのか。そのための財政措置はどうなるか。などのいろいろな課題を明らかにして、これがスタッフ弁護士だけでなく、一般の意欲ある弁護士もどういう形で参画して役割を果たせるかといったことなどについて、いろいろな検討が必要な段階だろうと思います。

先ほどボランティア活動の話が出ましたが、実は福祉の関係だと、あるいは刑事事件の弁護人としての役割が終わった後に更生に関わっている若い弁護士も少なからずいます。これは、弁護人としての本来業務とはされませんので、結局皆さんボランティアとしてそうした活動もやっているというのが実情であります。

活動領域の拡大の問題というのは、このようにいろいろな分野で皆さんが実際にチャレンジしている新しい実践を後押しする仕組みをどのように作るのか。これは財政措置も含めてですが、そういうことにきちんと取り組むことなしには前に進まないのです。つまり、活動領域の拡大を個人の意欲や頑張りだけに依拠していては広がらないし前に進めない。フォーラムの会議の際にも、スタッフ弁護士の浦崎さんが福祉・貧困への取組について話されました。彼は非常に積極的にやってきた人で彼だからこそその個人的な力量ができるという面があります。しかし制度はそれでは前に進まないのでして、意欲を持った普通の方々の多くが参画できる制度にしなければならないということが、一番大きな課題だと思います。様々に各地で行われている火をともすような実践を後押しするような仕組み、これはいわゆるアウトリーチ、関係機関のネットワーク作りの中に弁護士も位置付けるということも含めてですが、そういうことを是非政策として進めていただきたい。そうしますと、今、出ていますような司法ソーシャルワークともいるべき活動、これは今では合言葉のようになっていますが、それを本当に意欲を持った方々が共有でき専門職として確立できる基盤が作れるだろう。逆にそういうものなしに、個人的ボランティアだけでは永続的な活動にならないでしょう。このことは、一般的に活動領域拡大の問題に共通の課題として指摘しておきたいと思います。

合わせて海外人材の養成も、山口委員の言われた指摘点はすべてそのとおりだと思います。海外で活躍する人材の養成も、やはり相応の時間と費用を要することでありまして、渉外事務所などでも事務所に入った若手弁護士を2、3年から6、7年、この間に鍛えて、そして必ず海外に2年なり留学させます。そして戻ってきて、1、2年して初めて海外のものを取り扱える人材として活動できるということであります。一人前の海外分野を手掛ける人材養成のため、やはり10年近くを、それぞれ渉外事務所は時間とコストをかけているわけであります。法曹の国際展開には各国が力を入れていますが、このように時間とコストを要する人材の養成のために、その後押しをどのようにするかということを含めて施策の検討が是非ともされるべきだと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。今度は、法曹を養成している側の方も少し御発言いただければと思います。それではまず国分さんから。それからできれば鎌田委員からお願ひします。

○国分委員 法曹有資格者のそれぞれ企業内及び地方自治体における活動領域の拡大に関する意見交換会の報告をいただきましたが、現在、法曹の世界において、若い方々に深刻な就職難があることを肯定するならば、これらの報告では不十分に思えます。なぜかといえば、実際に明日どう働くかを考えている、すなわち職が欲しいわけです。したがって、意見交換会では生ぬるい。意見交換会のままとしていては、どんどん法曹志願者が減っていくだけで

しょう。意見交換会に出席された方々がそれぞれの分野で努力されること、それは当然でして、具体的な施策にするための組織なりをどこかが作らなければ、あるいは本部をどこに据えるのかを決めないと、若者の不安は取り扱われない、というのが私の感覚です。

それを日弁連がやるべきというと、ちょっとおかしいような気がしますし、では法務省かというと、それもおかしいでしょう。いずれにしても、こうしたこと考えて、適切な組織を作るなりし、そこが旗振りをする。具体的に形に表れたものを見ないと、若い方々の不安は取り扱われないのでないかと思います。

それから海外展開のことですが、丸島委員が、海外のいろいろな事件に対応する能力を身につけるには10年ぐらいかかるとおっしゃいました。医学の世界でもそうです。例えば、執刀できるまでには10年ぐらいかかります。医師育成に大学病院が重要な役割を果たしています。大学病院には正式な教官である教授、准教授、講師、助教以外に、医員と呼ばれる若い医師が相当数おりまして、正式な職員、国立大学であれば公務員にはなっていないので、給与は高くないですが、プールされている格好です。若手受入れのプールになっていて、大学病院で修業ができる。あるいはそこから海外に留学する、そして帰ってきてまた研究する。臨床の実力をつけて、あるいは基礎研究の力をつけて帰ってくる。と同時に英語力を身につけてくるわけです。ですから、法曹の海外展開についても、法科大学の果たす役割、これがもっと具体的に書かれるべきではなかったかと私は思います。

法科大学院でも教官に加えて、正規の職員ではないが、何らかの手当が出て生活ができる、学べるというような制度を考えてみてはどうか。海外の事件を扱う大手事務所だけでなく、大学も積極的な役割を果たすべきだと思います。そういう制度が、特に国立の法科大学院であればできるような気がしますが、いかがでしょうか。

○佐々木座長 では、鎌田委員から。

○鎌田委員 ただ今の国分委員の御指摘の関連で申し上げますと、法科大学院協会、あるいは各法科大学院におきまして、官公庁への就職ガイダンス、あるいは民間企業の皆さんをお呼びしての就職ガイダンス、企業内弁護士のためのガイダンス等を積極的に進めているところでございます。また、いわゆるインターンシップにおきましても、民間企業、官公庁へのインターンシップ生を派遣していて、弁護士事務所へのインターンシップ希望者よりもはるかに競争率が高いということで、法科大学院生の意識もいわゆる弁護士事務所への就職ということだけを考えているわけではありませんし、民間企業、官公庁とのつながりのパイプも徐々に太くなりつつあるということを一つ申し上げさせていただきます。

それから、海外展開では前にも申し上げたかと思いますけれども、私どもの大学院では交換留学制度を持っておりますので、毎年20名程度の外国人法科大学院生が勉強に来ていますし、早稲田からも海外に出ていて、最近の成果は知りませんけれども、早稲田の法科大学院在学中に、ニューヨーク州の弁護士資格をとった者が少なくとも10名は出ておりますので、海外展開との関係でも法科大学院制度になってから、大きく受験者の様相は変わっていると思います。

言いたいことはたくさんありますけれども、一つだけ付け加えさせていただきますと、例えば企業関係で言いますと、資料1の別紙2の一番上にあるA社では、法務部門は82名中法曹有資格者が11名、これは法曹有資格者が多い企業だと思うんですけども、先ほどの萩原委員のお話にもありましたし、同じ資料のB社の今後の採用方針のところにも書かれて

いるように、民間企業といたしましては、必ずしも法曹資格が重要なのではなくて、高い法的な能力とそして優れた人物であればということであって、前にも申し上げていることなんですけれども、司法制度改革のときに新しい法曹像が語られたときには、こういうところで活躍している有能な法務部員というのは、みんな弁護士資格を持つ、つまり弁護士像がそっちの方に変わっていくということがイメージされていたのではないかと思います。

自治体におきましても、有資格者の採用は進まないと言われていますけれども、法科大学院を出て自治体に就職する人はものすごく増えていると思います。彼らは法律専門職として働いているのではなくて、いろいろな部門で働くんですけれども、自治体業務はどこをとつても法律事務であるわけですから、高い法的な能力を備えた人が自治体のいろいろな分野で働くという姿が望ましいのであって、そういう人たちに法曹資格を与えるか与えないかというのは、これはまさにこれからの法曹像はどのようなものとしてイメージするかということと不即不離な関係にあるわけです。今までのところでは法曹像は変わらないまま、法曹の職域問題を語っているんですけども、優れた法律実務家のニーズがある職域に対して、そういう人たちを法曹として送り出していくのか、法曹資格のない法務博士として送り出していくのか、単なる法学士として送り出していくのか、こういうところについての議論はやはりまだ十分には展開されていないというふうに思っておりますので、そのことだけを付け加えさせていただきます。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。大変活発な御議論をありがとうございました。

○和田委員 細かい話で恐縮なんですけれども、先ほどの国分委員の御意見にも関連して、法科大学院による試みということで注目しているところですので、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

資料2の5ページなんですけれども、1の(2)の第2段落のところに、岡山大学のことがありまして、「例えば、岡山大学法科大学院では、法科大学院内に設置された法律事務所に新人弁護士を雇い入れ、オンザジョブトレーニングを行うのと併行して、継続教育を行う弁護士研修センターを設けて、組織内弁護士としての必要な知識等に関する講義を実施することにより、組織内弁護士となる者を養成し、企業や自治体、病院等へ派遣することを目指している。」と書いてあります。これは、法科大学院が卒業生を司法修習終了後もケアするという意味では、大いに評価すべきものであると思います。

ただ、今の段落の2行目のところに「雇い入れ」というふうにあるんですけども、これはいわゆるイソ弁というのとは違いまして、新人弁護士に事務所から給料は出ないというものです。新人弁護士が自分で引き受けた仕事の報酬のみが収入になる、と報じられています。したがって、「雇い入れ」というのは誤解だと思います。これは、新人弁護士が研修センターに最長で2年間属した上で、その弁護士の実務研修を行うために、法科大学院の実務家専任教員を指導弁護士とする法律事務所を作って、そこを実務研修の場にしていると、そういうことのようです。一応参考までにと思って発言させていただきました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○鎌田委員 先日の日経にもちょっと報道されていたかと思うんですけども、今般、早稲田大学の法科大学院を修了した1期生、2期生の弁護士が中心になって、弁護士法人早稲田リーガルコモンズというのを3月に立ち上げるということでございます。ここでは、一つは法律事務所が継続的に法科大学院生を教育する。他方で、今、御指摘がありましたし、これま

でも御指摘があったように、就職先、あるいは優れたOJTの場所がない人たちがいる。私どもの経験でも取り分けほかの分野で活躍されて、それから法科大学院に来た社会人経験者、比較的高齢の方は就職を見つけるのは非常に難しいんです、能力が高くても。そういう人を毎年5名程度採用して、2年間訓練して世の中に送り出す。これには、法科大学院の側でも彼らに学生の指導の業務委託をする、あるいは、学生に対する教育補助をするという、直接大学から弁護士に補助金は払えませんから、そういう形で弁護士たちに教育と収入の場を確保させつつ、弁護士の側の教育能力を高め、そして学生は経験を積み、そして私ども法科大学院のリーガルクリニックは研究者教員と実務家教員が必ずペアになって実際の事件を扱いますので、ここに正規授業としてのリーガルクリニックを委託する場合には、研究者教員も実務を経験することによってその能力を高めていく場となる。こういったものを既に本学付設の弁護士事務所でもやっておりますけれども、そこだけでは現在のニーズに応えきれていないということで、若い弁護士たちが使命感に燃えて、それぞれの今いる弁護士事務所を離れて、こういう新しい事務所を作って、プロセスとしての法曹養成に更に貢献していくといった動きも出ておりますので、紹介させていただきます。

○佐々木座長 いろいろな御意見ありがとうございました。あえて付け加えれば、もう一つ残っているのは、国の領域をどうするかというのが重要な領域であるということは申し添えさせていただきたいと思います。どういうふうにするのかということは独断的なことは申し上げられませんが、この領域も忘れてほしくないと申し上げておきたいと思います。

法曹有資格者の活動領域につきましては、今後もその可能性を追求し、各分野での有用性の周知やニーズの分析、それから課題、特に様々なミスマッチを克服するなど、課題がたくさん残されているということは今日の議論からも明らかになりました。企業、地方自治体、海外展開の各分野におきましては、引き続き意見交換会等による検討を続けるということと伺っておりますので、今後、関係機関、団体の連携した取組が期待できるものと強く希望しているところでありますし、また今日お話のありました法テラスにつきましても、いろいろなお話がございましたので、これらいろいろ考えますと、今日の話題だけで全てカバーされたとも言い難いところもあるかと思いますので、本検討会議でどこまでできるか分かりませんけれども、とりあえず問題の所在と課題は今日の御意見でかなり明らかになったものとして、これを確認させていただきたいと思います。検討会に御参加いただきました各委員の方、本当に御苦労様でございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

このままいきますと時間が押してしまうので、次の話題に移らせてください。法科大学院の定員・設置数についての資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 それでは、資料6を御覧ください。第4回及び第5回検討会議において、法科大学院の定員・設置数に関する更なる措置についての御意見がありましたので、これについて、事務局において、各方面の御意見も伺って、検討すべき論点を整理いたしました。

まず、更なる措置をとる必要性と目的をどのように考えるかという点でございます。まず、最初の○にありますように、法科大学院の定員・設置数に関する更なる措置をとることについて、その必要性・目的をどのように考えるべきかということを整理しておく必要があると思われます。考えられるものとして、2点挙げております。一つ目は、法科大学院が法曹養成の中核として、充実した質の高い教育を行う使命を担っており、そのような教育が行われることを前提に、原則として法科大学院修了生に司法試験受験資格を制限している以上、こ

のような目的を適切に実現し得る法科大学院制度とするためには、更なる措置が必要であるということでございます。二つ目は、司法試験受験資格原則として法科大学院修了生に制限している以上、法科大学院全体の教育の質をそれにふさわしいものとして確保していく必要があるということでございます。

次に、更なる措置を進める場合に考慮すべき基準としてどのようなものが考えられるか、それが次の二つ目の○に記載している点でございます。

まず、一つ目の基準としては、「修了生の司法試験合格状況」が考えられます。司法試験合格状況というのは、各法科大学院の教育の成果を客観的に判断する基準として考えられますが、【論点】のところに記載しておりますとおり、司法試験合格状況だけを基準に更なる措置を進めると、過度に司法試験合格のための教育を重視するおそれがあるのではないか、という点が論点となります。二つ目の基準としては、「入学者選抜を含む教育状況」というものが挙げられます。これは司法試験合格という「結果」のみではなく、教育内容や教育体制の適正さなど教育の質全体を判断するというものです。この点については、【論点】として、教育状況それ自体の適否を判断しようとすると、客観性を確保できるか、という点が挙げられます。

次に、「その他の事情」として、地域的配置や夜間開講、社会人教育の充実などの事情を考慮して、更なる措置をとるに当たって特別な配慮をすることが考えられますが、これについては、深刻な課題を抱える法科大学院について、こういった事情を理由にどの程度の配慮が可能かということを、公平性・納得性という観点から検討する必要があるのではないかという点を指摘しています。

次に、「更なる措置としてどのようなものが考えられるか」という点について、三つ目の○に記載しております。第4回、第5回の検討会議において委員の方々から述べられた更なる措置の内容を整理しております。一つ目は、定員削減・統廃合を促進するため、公的支援見直しを徹底・強化する、具体的には財政支援の更なる見直しや、人的支援、つまり法科大学院への教員の派遣について見直しをするなどの措置です。二つ目は、新たに法令上の措置として、例えば、修了生の司法試験受験資格に関する措置や、法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講じるというものです。なお、法令上の措置については、認証評価制度との関係についても検討することが必要と考えられます。

更なる措置を講じる上で考慮すべき点としてどのようなものが考えられるかという点について、四つ目の○に整理しております。1点目は、法科大学院の募集停止や入学者数の大幅減が既に進行している中で、法令上の措置を講じて統廃合を更に促進する方向をとることによる影響についても、検討する必要があるのではないかという論点でございます。

2点目は、法科大学院に対する措置については、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験及び司法修習を含む法曹養成制度全体の検討の中で、検討する必要があるのではないかとの論点です。

3点目は、法令上の措置を導入する場合であっても、いきなり法令上の措置に入るのでなく、まずは、公的支援の見直しを徹底する必要があるのではないかという点、また、法令上の措置導入に当たっては、手続に十分に配慮する必要があり、在学生に不利益を及ぼないようにする措置や、基準が示された後、改善に取り組む機会を設けるなどの措置も併せて検討する必要があるのではないかという論点です。

4点目は、法令上の措置として、対象となった法科大学院の修了生に司法試験の受験資格を認めないという措置をとる場合には、そのような法科大学院の役割についても検討する必要があるのではないかとの論点でございます。

最後に、※印で、法令上の措置は、法科大学院全体の教育の質を確保するという意義はあるものの、強力な措置となる以上、厳正な基準、手続等が必要となり、定員削減の効果は限定的になると考えられるため、定員削減については、別途検討する必要があり、実入学者数に即した定員の見直しなどを検討する必要があるのではないかとの問題を記載しております。

資料についての説明は以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。この点に関連して、日弁連から資料が提出され、簡単に説明をしたいということを承ったので簡単にお願いします。

○橋本オブザーバー 資料10を御覧いただければと思います。これは地方・夜間法科大学院の存在意義などについて、出身者の意識を調査するために行ったアンケートでございます。調査対象、方法、回答数などは実施概要ということで1／24以下に記載のとおりでございます。時間がありませんので、結論だけを述べますと、地方法科大学院に関しましては、出身者が地方法科大学院の存在や役割などに関して、積極的な評価をしていること、また夜間の法科大学院に関しましても出身者が仕事を辞めないで済む、他の社会人と一緒に勉強できるなど、社会人志願者等の受け皿となっていることに対して、積極的な評価をしていること等がそれぞれ伺えるように思います。詳細は、資料を御参照いただければと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。法科大学院の定員削減・統廃合のための措置につきましては、先ほどの資料にもございましたように、措置をとる必要性、目的をどのように考えるかという問題を検討し、確認する必要があります。その上で、措置をとる際の基準はどのようなものにするのか。どのような措置が考えられるのか。措置をとる際にどのような点を考慮すべきなのかという問題についてもそこで論点として整理していただきました。

これはどの観点からでも結構でございますので、委員各位から意見を述べていただきたいと思います。今日は、議題はこれしかありませんので、残された時間は全部これで御発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

○田中委員 この更なる措置としてどのようなものが考えられるかという点については、論点整理にもありますが、定員削減・統廃合を促進するために財政支援の更なる見直しや人的支援の見直しなどの法的支援の見直しを更に徹底強化する措置を講ずるべきだという考え方と、新たに法令上の措置として、司法試験の受験資格、法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講ずるべきだという、大きく分けて二つの考え方があり得ると思っております。この問題に関わる最大の論点は、今すぐにでも法令上の措置をとることがやむを得ないのかどうかというところにあろうかと考えております。

すなわち、法科大学院の定員削減、統廃合については、これまでの文部科学省等における取組を通じて、一定の努力が払われてきました。このような努力が払われてきたんだけれども、その取組だけでは限界があることから、より一層実効的な方法として、法令上の措置も検討すべきかどうか、ということであろうと思います。

まず、このような法令上の措置の内容にもよるわけですけれども、法令上の措置をとること自体に正当性が付与されるかという点を一つ押さえておく必要があると思います。法科大学院が国家の法曹養成のための中核的な教育機関として、法曹養成の基本理念を全うする使

命を担っている、そして、司法試験受験資格を原則としてその修了生に制限している、こういうことが連携法、あるいは司法試験法等の規定から導かれるわけでありますけれども、このような法律によって求められる法科大学院制度の目的の適切な実現を図るということなどから、法的な正当性は辛うじて付与されるのではないかと考えられます。

そこで更なる措置を進める場合の基準、あるいは措置の内容についてですけれども、基準については、更なる措置の前提となる基準を法律で定めるということになりますと、自主的な改善を図るための基準を法的な基準に引き上げるということになりますので、客観的で明確な基準、あるいは指標であることが求められると思います。しかし、そういった基準、指標を法的レベルのものとして想定するということには法科大学院制度全体の在り方から考えますと、かなり困難を伴うものがあるのではないかというのが私の考え方であります。

例えば、修了者の司法試験の合格状況を法的な基準にするという考え方も紹介されましたけれども、そのような考え方方に依拠した場合には、プロセスとしての法曹養成教育を目指している法科大学院制度の趣旨、あるいは予備試験の存在、その合格率の現状、こういったものとの関係で、全体としての法曹養成制度の在り方との整合性をどう説明していくのか。こういった問題もあるうかと思います。

次に、法的措置の内容の問題があります。法令違反に該当する事項を創出した上で、これに対応する法的な措置を定めるということになろうかと思いますけれども、そういうことをするにはかなり慎重な検討が必要です。まず、現在行われている認証評価における適否の問題と法的措置をとることとの関係では、ダブルスタンダードにならないようなシステムの見直しを検討する必要が出てくると思います。

それから、法令上の措置として当該法科大学院の修了生に司法試験の受験資格を認めないという措置、これを定めるということも考え方としてはあり得るということのようでありますけれども、この考え方には賛成しかねるというほかないわけあります。司法試験の受験資格が認められない法科大学院という存在は、法科大学院制度そのものの否定であります。これを法科大学院と呼称することはできないであります。実際問題としてもそのような法科大学院に入学しようとする人は、余りいないでしょうから、入学者を確保することが困難であることが明らかな法科大学院の存在を認めるということには大いに疑問があります。

また法律を改正した場合に、法令違反というレベルに該当する法科大学院の総数というのはいかほどかと想定してみるわけですけれども、全国的に考察した場合には、小規模の少数校ということに結果的にはなるのではないかと想定されます。平成24年度の法科大学院の入学者総数が既に3,150人でしたでしょうか、そういう規模にまで減少し、更に減少が予想されることなどの実情を考えますと、法令違反のレベルに該当する可能性のある少数校をにらんで、今、直ちに法制化する、そういう大鉈をふるうことにはいかほどの政策的なメリットがあるのかという点については、疑問があるところであります。

設置基準を定める時点では、確かに設置された後の具体的な成果、あるいは使命を達しているかどうかという点は問われずに、審査に適合するということがあっても、その後の運営上、本来の設置目的に定められた使命を達成できていないということが判明した場合には、法的なサンクションを受けても致し方ないのではないかという、こういう考え方もあるうかと思います。仮に、そういう考え方を根拠にするにしても、法科大学院の募集停止、あるいは入学者数の大幅減が現に進行している中で、実効性の範囲のかなり限定された対象校に

対して、法令上の措置を講じて統廃合を更に促進する方策をとることは、法科大学院のプレゼンス全体に対するイメージを大きく損なう恐れもありますし、その及ぼすネガティブな影響を考慮することも必要であろうと思います。

したがって、先日、局長からも御説明がありましたけれども、文部科学省がこれまで進めてきた法科大学院改革が統計上見ても着実な成果を上げてきていることを多とした上で、今後の改革の手順としては、まずは運用上の公的支援の見直しを徹底する方向で考えるのが筋であろうと思います。

そして、仮に、万が一、法令上の措置を導入する場合であっても、その手続には慎重な配慮が必要あります。とりわけ在学生に不利益を及ぼすことがないようにする措置というのは絶対に必要ですし、改善に取り組むための猶予期間については、是非設けなければならぬ措置ということにならうかと思います。

最後に、定員の問題ですけれども、適切な定員設定がされませんと、法科大学院修了者のうち、約7、8割の者が合格できると言ってみても、その制度的な見通しが立たないという問題があろうかと思いますので、実入学者数に即した定員の見直しというものについては、法曹人口の問題や現在進行中の改革の状況も踏まえた上で、別途検討が行われるべきであろうと考えます。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。

どうぞ、ほかの方から。宮脇さん、それから清原さん。

○宮脇委員 この問題につきましては、今、田中委員の方からお話があったのとかなり共有する部分があるんですけれども、私は今の段階で法令上の措置といったようなことを考える段階ではなくて、やはり更なる措置として考えるとしても、定員削減・統廃合、こういったものを促進するための公的支援、この見直し、これを更に徹底していくことを検討していくべきだと思います。その一つのポイントとして、これも今、御指摘がありましたように、入学定員と実定員の関係、こういったところについて検討していくというのは一つの選択肢ではあるかと思っております。

これは政策的な面からなんですけれども、やはり文部科学省が御努力されているということなんですけれども、この御努力されている政策の効果が帰着するまでには、特にこういった制度ですと時間が、一定のラグが必要になるということです。ですから、今の段階だけで、あるいは今と過去の段階のことだけで、これを判断してしまうと、より後で政策効果が出てきたときに、逆の効果が出てきてしまう。よく景気対策で景気がよくなっているのに遅れて景気対策をして、すごく景気を過熱させてしまうとか、逆のことも当然あるわけで、そういう政策のラグといったようなところをきちんと判断していく必要性があるし、そのことは今の実定員ですか、合格者数のところを見ていけば、それなりに今後の政策がどういうふうに効果を出してくるのかというのを見ることができます。

ですから、そういったことを踏まえて私は公的支援の見直しというところを軸にして考えていくべきで、法令上の措置というものをとるということの段階ではないし、認証評価制度、こういったものの在り方というのをやはりきちんと議論しておく必要性があって、それなしで法的措置というのは先ほど田中委員も言われましたように、必ずしも適切ではないと思っております。

それとやはりこれはそもそも論になってしまいますが、最終的には法曹人口、そういう

た全体的なパッケージの中でこの問題を取り上げないと、どうしても部品、部品というと怒られますけれども、パーツ、パーツで議論してしまって、それらがまとまつたときにどういう制度になっているのか、非常に合成の誤謬的なものを起こしてしまう危険性があって、やはり先ほど来申し上げていますように、そういうことも考えていくと、私は公的支援の見直しというところを軸に考えていくべきではないかと思っております。簡単ですけれども、以上でございます。

○清原委員 法科大学院の定員及び設置数について考えるときの前提なんですけれども、私は最も重視しなければならないのは、志が高く適性と能力のある法曹志願者が法科大学院に多数志願してくれるような法曹養成の質の向上を実現するために、この議論が位置付けられなければならないと思っています。そして、法曹養成の質の向上によって、法治国家である日本において、有能な法曹有資格者が今後も安定して確保できるような条件整備が重要だと思います。

そこで法科大学院の定員及び設置数について議論されることは、どうしても定員削減とか統廃合という表現が前に出る傾向がありますので、一面ではあたかも法曹有資格者数を減少させるという萎縮した、シュリンクした方向性を示すことになることに留意しなければならないと思います。

法曹養成が決して今後萎縮するという方向性を目指してこの議論も展開されているのではなくて、法科大学院の修了生がほとんど司法試験に合格するということが実現するまでの法曹養成課程の質の向上を図る経過的な措置というか、そういう位置付けなのではないかと思っています。したがって、このテーマの論じ方によつては、法科大学院そのものの存在意義が軽視されることになったり、今以上に法科大学院への志願者数が減少傾向になったりすることを危惧しますので、そうならない方向での議論が求められていると思いましたところ、今日、資料6をまとめていただきましたら、最初の〇のところに、二つの重要なものがあります。こういう議論をするときは、いつもこの二つに戻らなければいけないなという二つを整理していただいたように思います。

すなわち、一つ目の〇の「更なる措置をとる必要性と目的」において挙げられている一つ目、この法科大学院の定員及び設置数に関する更なる措置についての議論は、あくまでも「修了者が司法試験受験資格を得る」ということを原則としているということ。そして、2点目に、それゆえに「法科大学院の教育の質の確保」というものが目的に位置付けられているということです。いろいろ議論していくときに、必ず戻りながら検討していかなければいけない2点を御準備いただいたものと思います。

そこで二つ目の〇の「考慮すべき基準」について考え方を述べます。まず、修了者の司法試験合格状況についてですが、そもそも法科大学院が司法制度改革の中で、それまでの司法試験への受験競争の激化を改善するために「プロセス養成」が重視されて設立されましたことから、これまでには司法試験のための教育が相対的に抑制されてきたように伺いました。しかしながら、教育の質を図る一つの指標として、修了者の司法試験合格状況は一定の客観性を持つと私は認識します。

私は、法科大学院には「プロセス養成の質の向上」と「司法試験合格率の向上」の両立が求められていると思います。法科大学院が修了者に司法試験受験資格を付与する機能を持つ以上、受験に関わる指導は、ここにありますように「過度」であってはいけないとは思いま

ですが、「適度」な教育は不可欠と思いますので、そのことが明確に位置付けられないかなと思っております。

次に、そのほかの事情ということで、幾つか考慮のところが書かれていますが、私は「地理的配置」についてはやはり考慮すべきと考えています。これについては、一方で例えば高等裁判所が設置されている8つのブロックに欠けがないようにすることは最低限の配慮ではないかなと思います。特に、国立大学については対象となる地方法科大学院には国立大学が多いために、地域司法の充実や地方分権を担う人材養成の拠点という公共的な役割を考えますと、もちろん採算性や経済的効率性というのは重要なポイントなんですけれども、「地域ブロックごとにおける法曹養成の拠点の確保」という観点は、環境整備の必要な要件ではないかと思います。

他方で、東京や関西圏に一定に集積があるわけです。その集積を教育の質を上げるためにいかす観点に立つならば、例えばこの集積を悪と考えるのではなくて、集積されたところで、質の高い教育をしていると判断されたところに、学生が通いやすいような条件整備というのがあれば、決していい指標の下で統廃合されるときに、たまたま東京や関西圏に一定の集積があったとしても、それを悪いとも言いきれない。ですから、8つのブロックを尊重しつつ、やはり今申し上げましたような都市集中もまたそれを悪ともしないバランスも必要かなと思いました。

三つ目の〇で、「更なる措置としてどのようなものが考えられるか」ということについては、公的支援の見直しを更に徹底強化することということが私もこれまで田中委員、そして宮脇委員がおっしゃったように、優先されるべきだと考えております。しかし、これに加えて法令上の措置についても例示されています。

私は、市長就任まで、私立大学の教員をしておりましたので、大学設置基準に基づいた認可を受けること以上の新たな法令に基づく措置を法科大学院に与えることについては、幾つか課題があると思います。大学の自治の観点、また大学設置基準を充足していることとの整合性、他の専門職大学院への対応との公平性、特に私立大学への関与の在り方について懸念があります。

ただし、一つの方向性としてこの公的支援の見直しの徹底強化以外に法令上の措置ということを例示することはあり得るとは思います。ただ、法律で制限をするとなると、その場合の要件をいかに設定するかという難しい問題が発生します。これはこれまでの委員も御指摘されたとおりです。更なる措置を講じることの要否、必要とするならばその判断をするための基準や要件をいかにするかということについては、私は高度な政治の判断が特に強力に必要なことになるのではないかと思います。

そこでは、私は当面まずは時間的な観点で、タイミングは今なのかと考えますと、この法的措置のタイミングを今と思う前に、当面はまず従来からある「認証評価制度」の精度を上げる改善が先行すべきではないかと思います。評価の基準等の仕組みの一元化や具体的な認証評価制度の改善を実施して、その効果を検証していくという前提がないと、法令上の措置を例示したとしてもその際の基準や根拠の下地が不足するのではないかと思います。

特に、適格認証されなかった場合に、どのような処分というか制裁といか指導といか、公的支援の見直しというか、それを行っていくかという基準の判断が大きな課題です。私としては、可能な限り、国公立であれ私立であれ、自主的、自立的に法科大学院が評価に基づ

いて対応できるような、繰り返しになるんですが、法科大学院の自主性、自立性が尊重される方向性がまずはつき詰められて、受験生が法科大学院に希望を持って志願してくれるようなことを考えていかなければならぬと思います。

繰り返しになりますが、どうしても適正な定員、あるいは設置数を考えていくという問題にある程度の強い方向性を出すときには、法令上の措置が検討課題としてあり、今回も例示されているわけですから、それを全く消すことも難しいのかなと、これまでの議論の中から考えました。

最後に、この「定員及び設置数について」と資料6のタイトルがなっているんですが、詳しく見ていくとどうしても「定員削減・統廃合のため」のメモというふうに読めないこともないぐらい、厳しい状況が今問われていると思います。それは、これまでの委員もおっしゃいましたが、法曹人口の規模をどうするか。それから、司法試験の範囲の広さと内容の重さなどの問題と密接不可分です。教育の質の向上を図る上では、小規模の大学の統廃合のみが先行するのではなくて、恐らくそうした大学院からは、大規模、中規模の大学の定員の適正化も重要ではないかという声も出てくるかと思いますし、非常に幅広い論点が今日の資料6のメモに背景としてあることを再確認いたしました。

できる限り私は、大学の自主的な判断を促すことに、力強い動機付けを与えられるようなまずは「認証評価制度」が確立されることを願っています。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。次は、萩原さん、翁さん、国分さん。

○萩原委員 御発言される方が何人かおられますので、できるだけ簡単にいたします。一つは、やはり先ほど宮脇委員でしょうか、法曹養成制度全体の検討の中で、この問題を最終的には結論付けていかなければならぬという御意見には全く賛成でございます。そういう全体の検討の中で、将来を見越した上で、望ましい司法試験の合格者の数が大体このくらいだというレベルがあり、それにふさわしい法科大学院の定員というものが見いだせるとすれば、その結果次第で法科大学院をどのような方法で整理統合すべきかの具体的な意見が出てくるものと思います。

大勢は公的支援あるいは人的支援の見直しをする、評価しながら自覚を促していく这样一个の御意見のようでございましたが、私は十年河清を待つようなやり方で本当に整理ができるのか。あるいは、変な言い方ですけれども、兵糧攻めにして、あるいは真綿で首をみたいための方法論で、これをやるべきことなのか。検討の結果大学院の数・定員が、将来に向かって過剰だということであれば、やはり何らかの法的措置を講ずるべきではないかと。その際、当然ながら猶予期間を与え、あるいはその学生たちが不利益にならないような措置を講じる、これは当たり前ですから、それをやった上で、3年とか5年の時間がかかるかもしれませんけれども、それでもやはり措置を講じていくということでないと、本当の改革にはならないのではないかと。ただ、そうすべきかどうかというのは、全体の中でも一回議論がなされるべきだと、そんな感じです。

○翁委員 更なる措置をとる必要性と目的については、ここに記載されているとおりで、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たすという目的に沿っているかどうかという観点から、この更なる措置をとるべきかどうかということを考えるべきだと思っております。そのときに考慮すべき基準といたしましては、私はやはり修了者の司法試験合格状況というのが、明確かつ客観的な指標となり得るので、これを主軸に考えて、そこに教育の内容を加味

して考えるということではないかと思いますし、地域については先ほど清原委員がおっしゃった点と同じような意見を持っております。

更なる措置といたしましては、段階的に考えていくことが必要で、まず文部科学省がモニタリングをして、何らかの措置を自主的に法科大学院に促すというのが第1ステップで、第2ステップで公的支援や人的支援ということについて少し制約を加えていくことがあると思いますが、それができないのであれば、最終的には統廃合ということを法令上の措置で促すということが必要になってくる。そういうステップに沿ってやっていく必要があるのではないかと思います。ある一定の期間を設けて、そういうことを考えていく必要があるのではないかと思います。

特に、考慮すべき点としては2点ございまして、一つは萩原委員も強調されておりましたが、法曹養成制度全体の観点の中でどう位置付けていくかということをよく考えていくということであり、もう一つは、ここにも書いてありますけれども、在校生、在学生の教育機会の継続、そこにいらっしゃる方が不利に働くことがないようにということにとりわけ意を払うべきではないかと、そういう機能が継続的に提供できるようにするということを非常に重視してやっていくべきだと思っています。

最後に、そういう定員削減の仕方ということについてでございますけれども、効果が上がっているところ、効果が上がっている大学院については余り手をつけない。やはり少し努力が必要だなというところに対して、よりそういった措置をとることによって、インセンティブ付けというか、よりよい方向に法科大学院が変わっていくというような方向になるような措置を考えていくことが重要ではないかと思います。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○国分委員 学生の定員を考える際に、その内のどのくらいが就職できるかが大事で、全国の年間の総学生数を意識しなければいけないのですが、教育する側の個々の大学院が1学年果たして25名でよいのか、それとも250名がよいのか。こうしたことも大事でして、なぜそれが語られないのかが不思議です。例えば、医学教育ではほとんどの大学が1学年100名です。

最近、東日本大震災があって増やそうとか、高齢者が増えてきたから少し増やそうということで、130名になったところもありますが、100名が理想的な学生数というふうに考えています。130名を超えると、臨床実習のスモールグループの数が多くなって、診療科のローテーションを組みにくくなってしまいます。

法科大学院でも、教育の面から見た適正な数字まず出してみる必要があるのではないか。その際に、80から100名ということになれば、それを将来的なゴールとして、例えば10年後にそこにもっていくよう増やしていくこうとするのです。それを文部科学省が指導していく。あなたの大学院はどこかと統合したらどうかという格好の将来像を示す。示さずに、いきなり統合しろといつても進まないわけです。

他方、削る方も、250名のところを削れといっても、そこにはいろいろな経緯や問題があるでしょう。ですから、教育の視点から見て理想的な数字はどうなるかと考えていく必要があろうかと思います。

私は、法曹養成において法科大学院が第一義的なものであり、予備試験はあくまでも二次的に過ぎない、と考えています。このことをまず確認した上で、法科大学院には改革に最大

の努力していただく。プロフェッショナルを養成する法科大学院であるにもかかわらず、合格率が余りにも低いということは、ある種の法的な措置をとられても仕方ないと思います。学生の側からすれば、自分たちの将来がかかっているのに、法が何もしないというのはおかしいです。法律をどう作るかは分かりませんが、素人の感覚からすると、おかしい。おかしいからと、この検討会議が設けられたにもかかわらず、法的にできないので先延ばしというのはますますおかしいです。是非ビジョンを作つて、そしてそれに向けて強烈な指導、あるいは法的な措置をとられたらよろしいかと思います。

この日弁連のアンケートで地方大学と呼ばれた13大学、ここの資料にはないのですが、司法試験全合格者の約10%がこれらの大学からです。夜間学校からは3%です。こうした比率でよいのかを、検討するのがよろしいかと思います。例えば地方の大学からの合格者占める割合を15%ぐらいに上げるとするならば、定員を増やす。1学年80名が望ましいのであれば、現在東北大学は80ぐらいですが、それと同じような規模の法科大学院を例えれば広島に作るとか、そういうことのビジョンを作つていったらいかがかなと思います。

○久保委員 文部科学省の施策の強化・加速化、あるいは新たな法律化という二つが例示されておりますけれども、二つの違いを考えてみると、スピード感の違いだろうと思います。新たな法律という考え方は恐らく文部科学省の施策が手ぬいと考えておられるのかと思われます。しかしどちらを選ぶかは、私自身は難問だと思っておりまして、いずれの場合を選択いたしましたが、今進んでいる現実の方が先を行つてているような感じがしているわけです。

例えば、平成24年度の入学者は3,150人ですが、来年度は3,000人を切るのはなかろうかと言われ、ピーク時の4割強減っているという現実、あるいは社会人とか、それから未修者の問題も深刻化をたどっております。何らかの強制的な手段をとる場合、法科大学院制度全体の信頼性を回復するという上ではやむを得ないかも分かりませんけれども、そういう強制的な施策が多様な人材を更に法曹から遠ざけるような結果を招いてしまったのでは、恐らく、角を矯めて何とかというふうなことになることを非常に恐れるわけです。何か施策をやる場合には、負のメッセージだけではなくて、同時に合わせて、法曹志願者たち、あるいは社会全体にプラスのメッセージを組み合わせて示せるような施策が何か考えられないかなと、素人なりに考えるわけです。例えば、統廃合を進める場合には、大学院間の格差の解消策、あるいは教員、予算の全国的な適正配分、そういうようなものを組み合わせて示していく必要があるのだろうと思います。

それから、統廃合の対象となるのは、恐らく文部科学省が分類している下位校の二十数校だと思うわけですけれども、その二十数校に学んでいる学生は、今や10%を切っているということなんですが、そうした学校に退場を促したとして、司法試験の合格率がそれでどのくらい上がるのか。あるいは法科大学院制度全体の信頼度が回復できるのかということを具体的なデータを基にやはり示していくことが必要であろうかと思うわけです。こういう施策ならしようがない、法科大学院制度の改革のためには納得せざるを得ないなという納得性、そういうものをどこまで示せるかということだろうと思うんですが、いずれにしろ一つのことをやるにしても、社会とか対象となる人たちが納得できるような公平な基準、それから客観的な道筋とか、仕組み、そういうものをどこまで示せるのかということを合わせて議論する必要があるのでないかと考えます。今の段階で、どっちがいいというふうなことはなかなか言えないで、大変恐縮ですけれども、それが今の私の正直な考え方です。

○佐々木座長 それでは、丸島さん、南雲さん、井上さんの順で。

○丸島委員 この論点整理の資料の中では、一番最初の「更なる措置の目的」のところをきちんと議論することがまず大事だと思います。今まで繰り返し申し上げているとおり、法曹養成のための専門教育を大学という枠組みの中で委ねているわけですが、ある意味で他の大学院とは異質なところがあります。つまり、法科大学院では実践的な幅広い学修をし、そして、その上で一定の科目を対象としている司法試験に合格することで法曹資格を付与するということであり、大学院の学修が資格付与とリンクしているということです。しかし、他方、法曹養成教育を大学という枠組みでやっていることから、文部科学省も非常に苦労しておられると思います。大学には、大学の自治ほか大学教育の場としてのいろいろな特徴がありますから、文部行政としては余り強い措置はとりにくい。したがって、結局のところ、お金や人で、先ほど「真綿で…」とおっしゃいましたけれども、じわじわと締めつけてという方法をとらざるを得ないのでしょう。それにしても、かなり文部科学省としては、強い真綿の締め方をしておられると思いますけれども、それはおのずから文部行政としては限界があるのは当たり前なのでしょう。法科大学院は他の大学院とは異なり法曹資格取得のための必須の課程としての要素を取り込んでいるがゆえに、悩みがあるのだろうと思います。

しかし、志願者数や入学者数がずるずると後退していくって、今年度の実入学者もかなり減少するのではないかということがあちこちで聞かれます。結局のところ、法科大学院を作りすぎて、あとは自然淘汰を待つということでは、事態はずるずると後退していくばかりであり、志願者数・実入学者数はこのように減少し、かつ意欲のある人が逃げていくというようになれば、事は法科大学院の問題を超えて、まさに司法・法曹制度の根幹に関わる重大な問題に立ち至っているという認識を持つべきだろうと思います。もちろん文部行政そのものとしていろいろ御苦労があることはよく分かりますので、それを超えて法曹資格とリンクした法科大学院という役割と特色に見合った仕組みで、定員の問題、設置数の問題をどのように適正な規模に絞り込むのかを考える必要があると思います。

そのことがこの間、「法令上の措置」が必要ではないかという議論になってきた背景だったと思います。法制上の問題がいろいろあるということは重々承知しておりますけれども、これまでの議論を踏まえ、更にそれを具体化する方向に議論を進めないと、この検討会議は一体何をやっていたのだということになりかねないのではないかという危惧すら覚えるわけであります。

「更なる措置の基準」のところは、合格者の状況についての基準があるということはそのとおりだと思います。ただ、その前提として、今の司法試験の現状についての様々な意見もありますから、その点の見直しをどう考えるかという問題も同時にあります。

それから、もう一つ、やはり教育力を図るということがポイントであります。「その他の事情」としていろいろ書いてありますが、法科大学院の基本的な教育理念としては、教育の質とともに多様性等が求められているわけでありますから、先ほどから出ていますように、認証評価制度について、本来の在り方を踏まえどのように見直すのかということと合わせて、地方法科大学院や夜間の法科大学院など様々な要素を基準の中にどう取り込んでいくのかについて検討すべきだろうと思います。

具体的には司法試験の受験資格とリンクした必須の課程としての法科大学院ですから、一定の水準に達しないものは、資格付与とリンクした法科大学院というものからは外れざるを

得ないということになりますし、先ほど国分委員が言われましたけれども、ある種の法科大学院全体の目標となる姿や絵図といったものを打ち出すことが必要だと思います。

最後に、定員削減の問題ですが、統廃合だけでは全体の定員のごく一部の削減に止まるだけでありますので、やはり少人数、双方向の教育という法曹養成教育の基本に立ち返って、充実した教育のための適正規模ということで言うならば、大規模、中規模の法科大学院も含め全体の定員とともに各校の適正規模化を図るということを検討すべきだと思います。このまま推移すると、退場する学校があり、そして中規模の学校は定員をかなり減少させるという話も聞いています。そうすると、非常に大きな一部の法科大学院と非常に小規模の法科大学院が存在するガリバー型ともいるべき全体構造はやはり歪でありいかがなものかと思いますので、法科大学院全体の大学数の適正化、それぞれの大学院の定員の削減の問題、これをどのような措置で進めるのかという点がやはり重要な課題だろうと思います。

○南雲委員 今までの司法制度改革を振り返ってみると、これから受けようとする人たち、それから今は勉強している人たちのことを含めて、総合的に考え、改革が進められてきたのか、見つめ直すことも重要ではないかと思います。

その意味において、法務省、文科省、今日は出席されておりませんけれども、関係する省庁とか又は関係する機関、法科大学院、弁護士会もそうかと思いますが、連携する機関いろいろ会議をする機関を設置することによって、学びから働くまでを支援する制度が求められていくのではないかと思います。その上で、法科大学院の統廃合を検討するに当たって、一つは多様な人材の育成、地域経済を支える法曹の養成、それから経済的事情等により地元を離れられない、又は会社を辞められない者への配慮等を行いながらも、地域バランスや夜間大学の確保に特別の配慮を行いながら、統廃合を進めるということが重要だというふうに思います。

また、司法試験合格状況等の客観的判断要素、これは先ほどから出ております認証評価制度の中でどう検討するかということもあると思いますが、一定程度必要であると思っております。合わせて法科大学院の、私の立場から申し上げるなら労働法に力を入れるとか、特色的ある教育、プログラムの法科大学院を含めた経営努力を含む教育体制全般を考慮することも大変重要だと思います。また、法令上の措置により統廃合を進めることによって、予算の効果的な配分を行いながら、合格者を増やしていくという相対的な検討が求められていると思います。

○井上委員 全体としては、大方の皆さんと意見は同じであり、特に法令上の措置につきましては、非常に強い薬剤なので、「統廃合」という言葉が使われていますけれども、結局は撤退してもらうということになる場合が多いと考えられますので、そのような措置をとることの正当性については、よほど説得力のある理由付けがなければないだろうと思います。

この点で、1番目の○のところに二つの論拠が挙げられてあって、それでよさそうにも見えるのですけれども、これで十分な説得性のあるものなのかどうか、なお慎重な検討が必要なように思われます。適用対象となる方からはきっと強い反発が起きますので、それに対して、社会的に納得してもらえるような十分な理由付けとなっているのかどうか。それは、2番目の基準の在り方とも連動するので、そこを掘り下げて議論し、大丈夫だということではないとなかなか踏み切れないのではないかということと、もう一つは既に他の委員もおっしゃいましたけれども、非常に強い薬剤なだけに適用対象は限定されざるを得ないです、一定

の経過を見ないと適用できないということで、スピード感という意味でも、また実際の効果という意味でもかなり限られざるを得ないと思います。

そういうこともあり、この法令上の措置というものと定員の削減あるいは法科大学院設置数の適正化とは必ずしも直結しない。ですから、定員削減は定員削減それ自体として、やはり正面から向き合って考えていく必要がある。そして、それについては、いろいろな要素が挙げられましたけれども、宮脇委員が言わされたように、定員を減らすということだけ切り離して考えるのではなく、やはり全体の法曹人口の問題や司法試験の在り方などとパッケージで打ち出していかないと駄目なのではないかと思っています。

最後に1点だけ、国分委員の御質問ですが、議論は十分してきているのです、その点は。学生定員というよりクラス・サイズの問題であり、省令で1クラス50人を標準とするという定めになっていまして、標準ですから前後に幅はあるのですけれども、そのぐらいのサイズが上限とされているわけです。したがって、それを単位として、教えることができる教員が何人いるかによってクラス数、したがって1学年の定員の上限が決まつてくるということになります。

学生定員の規模という点では、例えばアメリカのハーバードロースクールなどは1学年500人を超える学生を受け入れていますので、そういうところから見ると、250とか300という人数も、そんなに不相当なものではないと思っています。問題は、それに対応し得るだけの教員がいるかどうか。しかも1科目だけでは駄目で、かなり多くの科目についてそれだけの教員を用意できているかどうか。そこがポイントなのです。

他方、人数の下限の問題もあって、1学年10人を切っているようなところなど、少人数教育という点では寺子屋のようでもいいように見えるかもしれませんのですけれども、本当にロースクールのサイズとして適正なのかどうか。中央教育審議会の法科大学院特別委員会の方でもそういう検討を実はやっています。ただ、10人では駄目だとか、5人では駄目だといった絶対値で出すのは難しいものですから、まだ結論には至っていないのですけれども、そういう問題もあるわけです。

○佐々木座長 こちら側は、久保委員から御発言いただきましたが、他のお三方は、特にこの件についてどうですか。

○岡田委員 私の意見も今までの皆さんのお話で出尽くしていますので、私の方から、前にも申し上げましたけれども、未修者コースと既修者コースに関して名前と実態が合っていないことを申し述べます。未修者コースに既修者の入学者が増えているということはだんだん未修者コースのハードルが高くなるし、せっかく入っても途中で退学していく傾向もあるやに伺います。多様性という部分で大きな役割がある未修者コースに関して名前から始まって、実態も見直さなければいけないのではないかと付け加えさせていただきたいと思います。

○伊藤委員 時間がありませんので簡単にしますけれども、いずれにしてもこの議論ですぐ何かの措置がとられるということはないので、井上先生がおっしゃったように、それと定員のことは別に考えなければいけない。そのためにはやはり何人合格させるのかということはある程度ははっきりさせないと、学生は集まらないのではないかなど。それなしに、定員、定員と言ってみてもしようがない。極端に言えば、ここ5年間、10年間は2,000人を合格させる。それに見合った定数がどれくらいなんだという発想で、物事を決めていかなければなかなかうまくいかないのではないかなと思います。

それから、大規模校、中規模校の関係は、私は井上先生と若干考えが違いました、法科大学院制度があたかもうまくいっていないように言われる原因是、名のある立派な法科大学院が年に何百人も不合格者を抱えている。数名しかいない、あるいは10名くらいの小規模のところは、言葉は悪いかもしませんが、学生ももともとそういうリスクを承知の上で入ってきておるわけです。しかし、誰が考えても、この立派な法科大学院で、毎年何百人の不合格者がいるということが、この法科大学院制度がうまくいっていないのではないかと思われる理由ではないかなと私は思うので、やはりそういう大きな大学院においても、ある程度の適正な規模にした方がいいのではないかと思います。

○佐々木座長 鎌田委員、この件についてはよろしいですか。あるいは、和田さん、山口さん、まだこの件について御発言いただいていませんから、どうぞ何かありましたら。

○鎌田委員 もう時間が過ぎているのですが、既に肝心なところは議論が出尽くしていると思うんですけれども、大規模私学の立場から一言だけ申し上げさせていただきますと、前回、定員削減したときには、一律2割削減というような形で対応しました。最も多くの合格者を出しているところも2割削減、全然合格者がいないところも2割削減、これは私は余り合理性のないやり方だと思っています。学生からしても、ここに行って教育を受ければ、司法試験に合格できるという期待を持って入ってきたけれども、実はそれに見合った教育をしていないというところと、しっかりした教育をしているところとが同じ原則で、定員を絞られるというのは果たして合理的なんだろうかということが気になるところでございます。

大学経営的観点から申しますと、今の人數でも法科大学院単独で計算すると全く経営的に成り立たない人數でやっているわけで、これをもっと定員を減らすということになると、教員をかなり減らして、特殊な科目は廃止していくとか、授業料を大幅に値上げしていくということをやらないと対応できないようなことにもなりかねないので、ここのところはある程度の規模を持っているがゆえのメリットというふうなこともありますので、そこは調整していただければと思っております。

今度の4月に入学てくる人は多分2,800人ぐらいになりますので、この人たちが2年、3年たって、卒業して試験を受けたときに2,000人が合格できるとすると、累積では7割ぐらいの合格率になっていくわけであります。その後、日弁連も長期的には3,000人ぐらいの合格者になるとおっしゃっていますが、今、実定員に合わせて、法科大学院全部の定員が2,800しかないので、3,000人の合格をさせるということはあり得ないわけでありますので、実入学者がそれぞれの状況の下で柔軟に変わっていく部分と、それから原則として動かしてはいけない定員自体を削減する部分というのは、少し違う原理で動くのかもしれないということ、それも検討する必要があるかなという気がいたします。

○山口委員 一言だけですけれども、横で見ているような感じの発言になって申し訳ないんですけども、今、例えば地方の小さな大学でなかなか合格数が低いというのは、教育の仕方に問題があるのか、優秀な学生がそもそも集まらないのかという問題だと思います。優秀な学生がなかなか集まらないのは、その大学の責任なのかどうかというものがあって、やはり一つは、弁護士という仕事の魅力をもっと大きくして、多くの優秀な人たち、若者がここに挑戦したいという人を増やすというのがまず大前提だと思います。だから、やはりそれをまず先に打ち出しながら、なおかつどうしてもとなって、大学の整理統合というのが出てくるのではないかという気がします。全体としては弁護士になんでもなかなか魅力的ではないと

か、所得水準が余り高くないとか、いろいろな問題を抱えて、優秀な学生がそもそもそういうところに余り挑戦してこないような状況を一方で容認しながら、他方でそれでも来た人たちがなかなか受からないのは、お前たちの責任だといって大学側を整理してしまうというのは、第三者、国民的に見てもどうも納得いかないような話なので、そのところを相当説得力を持つような展開をこれからしていかないと、強力な措置はなかなかとれないだろうという気がします。

○和田委員 統廃合については、以前お伝えしましたように、修了者の司法試験合格状況を基準にするということについては疑問が大きいと思っています。今回、資料6には、修了者の司法試験合格状況を基準にする考え方の「趣旨」としまして、「各法科大学院の教育の成果を客観的に判断する」とあるんですけれども、司法試験の合格状況というのは、いろいろな事情で大きく変わってきます。既に一部述べさせていただきましたように、例えば、法律の勉強が進んだ人をどれだけの数入学させたのかとか、禁止されている受験指導をどれだけ充実して行ってきたのかとか、あるいはどれだけの数の学生を留年させたのかとかで、変わってくるわけです。したがって、司法試験の合格状況というのは、そもそもその法科大学院での本来の教育の成果を客観的に反映したものではないと思います。私自身は、受験指導の禁止をすること自体、おかしいと思いますけれども。

また、今回の資料には、修了者の司法試験合格状況のみを基準とした場合の問題点、「論点」としまして、「この点のみを基準とすると、法科大学院が過度に司法試験合格のための教育を重視するおそれがあるのではないか」とあるんですけれども、これは問題点とはならないと思います。これも以前からお伝えしていますように、むしろ法科大学院が司法試験の合格のための教育さえ十分できていないということこそ、問題にするべきだと思います。

その意味では、今後、司法試験合格のための教育を奨励するためには、むしろ司法試験合格状況を基準にする方がいいのかもしれませんとさえ思います。ただ、従来、文科省は、受験指導を禁止して、基本科目を重点的に教育するということさえ、受験指導に偏ったもので予備校的であるとして禁止してきたわけです。最近は少し態度を変えたようにも見られます。

ですから、今回、もし司法試験合格状況を基準として統廃合を行うということになると、文科省の指導に忠実であった法科大学院で、統廃合の対象となり得るところに対して、「文科省の言うことなど真に受けなければよかったです」という思いを強く与えることになってしまうと思います。認証評価制度にしても、基本科目を重点的に教育するのを「受験指導に偏っている」としてチェックするという形で従来運用されてきた、というのが実態だと思います。したがって、もし司法試験合格状況を基準に統廃合するというのであれば、私はそこに大きな矛盾があると思います。

では、どうするかということですけれども、今回の資料の最初の方には、先ほども話がありましたように、統廃合の必要性ないし目的について、「教育の質を確保する」ともあります。教育の質というのであれば、私は、一つの法科大学院の中でも教員によって教育の質が大きく異なりうる以上、法科大学院単位で考えるのではなくて、教員単位で考えるべきだと思います。

そして、現在の多くの法科大学院でどのような教育が良くないかといいますと、これも今までお話ししてきましたように、具体的には、例えば、法曹養成しようという熱意がないまま自分の狭い研究テーマに偏った授業を行う、などというのが典型例だと思います。そして、

そういう授業を排除する実質的な基準はなかなかすぐには立てられない以上、これも以前からお伝えしていることではありますけれども、私は、司法試験に合格したこと、あるいは現在の司法試験に短答科目だけでも合格することを、法科大学院で教える教員の必要条件、最低限の要件として課すべきであると思います。これは、実は、声を上げにくい法科大学院生からもよく聞く話で、私が多くの法科大学院生の声を代弁してそのような主張をしている、と言ってもいいと思います。考えてみると、司法制度改革審議会の意見書でも、「将来的に」としながらも、「少なくとも実定法科目的担当者については、法曹資格を持つことが期待される」としているわけです。ドイツやアメリカでも、法律基本科目を法曹資格のある人が教えるというのは、当然のことだと思います。

もし、法科大学院制度を維持するのであれば、そういう形で良い法曹教育が行われるようには制度を絞っていくべきだと思います。その上で、今後、授業評価アンケートの活用等、実務家の養成という教育の質を実質的に判断できる基準というものを十分研究、検討していくべきである、と考えています。

○佐々木座長 ありがとうございました。

本日は、我々にとって大変重要な課題でありますし、また外の一般の方にとっても大きな関心事でありましたので、ひとわたり皆さんから御意見をいただきました。御協力ありがとうございました。

本日御議論いただきました法科大学院の定員・設置数につきましては、まず自主的な組織見直しを促進する公的支援見直しの徹底強化が必要でありますけれども、更にそれで不十分な場合には、法令上の措置についても考えていくべきだという御意見があつたということです。

また、定員削減の在り方も別途考える。これは、先の点とどういうふうに絡むかという問題があるんですけれども、別途に考えることもできるという御発言もいただいたと記憶しておりますが、そのような意味において、法曹人口など、ほかの論点等の関係でどういうふうに全体の絵を描くのかというような観点から、様々な意見を今日はいただきました。なかなかちょっと整理が簡単にはいかないかと思いますけれども、これらの点を忘れないで検討を引き続き進めていって、できれば一つの結論を出すように努力してまいりたいと思っております。

以上で、今日の議論は終わりになります。終了時刻が過ぎましたので、もうこれで終わりますが、次回の予定をお願いします。

○松並官房付 次回は、3月14日木曜日、午後3時から5時まで、場所は本日と同じこの20階第1会議室でございます。2月7日の予定を取り消した関係で、従前お知らせしておりました予定が1回ずれることになりました。3月14日に第10回、3月27日に第11回の会議を行い、4月上旬に第12回会議を開催することを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。詳細につきましては、おってお知らせいたします。以上です。

○佐々木座長 それでは、どうも御苦労様でした。ありがとうございました。

-了-